

指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（捕獲事業）プロポーザル審査要領

指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（捕獲事業）プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目と審査項目ごとの配点及び総合点数は下表のとおりです。

審査の項目	配点
捕獲計画（捕獲目標頭数、スケジュール等）	20
業務遂行体制及び技術力	20
業務履行の確実性	20
地域関係機関との関わり	10
安全管理手法	20
費用の妥当性	10
総合点数	100

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき審査を行う審査委員会を開催します。

日時：令和7年8月26日（火） 13時30分～

場所：高知県庁 本町ビル4階会議室（高知市本町5丁目2番17号 4階B室）

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、企画提案書に対する審査後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての企画提案書の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
捕獲計画 (捕獲目標頭数、 スケジュール等)	捕獲等の基本的な考え方は適切か。	20
	捕獲目標頭数は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標に資する頭数以上となっているか。	
	捕獲目標頭数を達成可能な捕獲計画となっているか。体制は十分であるか。また、効率的な見回り方法となっているか。	
	契約締結から事業完了や、捕獲作業の準備（現地の下見など）、捕獲作業のスケジュールに無理はないか。	
業務執行体制 及び技術力	業務の円滑な遂行のために必要な捕獲者やその他従事者の体制が確保されているか。	20
	捕獲、事業の効果・検証に必要な知識や技術を有しているか。	
業務履行の確実性	過去の捕獲実績から、提案された手法の実現性が高いか。	20
	提案された手法は、捕獲実施区域の地形・シカの生息状況等に関する知見から判断して実現性は高いか。	
地域関係機関との 関わり	事業遂行上、必要な関係機関との連携・調整方法は適切か。	10
	事業遂行上、従来から活動していた地域の狩猟者等との調整方法は適切か。	
安全管理手法	安全管理の手法や周知方法は適切か。	20
	事故が発生した場合の対応については適切か。	
費用の妥当性	見積額は委託上限額の範囲内か。	10
	算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。	
合計		100